

市議案第 80 号

豊中市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

の設定について

豊中市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を次のように  
設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

旅館業法等の改正に伴い、事業を譲り受けた場合の営業許可等に係る手数料に関する規定を削除するとともに、旅館業を譲渡する場合の事業譲渡及び譲受けの承認に係る手数料の新設その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(豊中市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 豊中市旅館業法施行条例（平成23年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現 行）	（改 正 後）												
<p>（法第5条第3号の条例で定める事由）</p> <p>第9条 法第5条第3号の条例で定める事由は、同条第1号又は第2号に該当する場合のほか、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第11条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>法第3条第1項の許可を受けようとする者</td><td>1件につき 22,000円（営業者から当該旅館業を譲り受けた場合であって、当該営業施設の構造設備に変更がないときには、16,300円）</td></tr><tr><td>（省 略）</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額	法第3条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円（営業者から当該旅館業を譲り受けた場合であって、当該営業施設の構造設備に変更がないときには、16,300円）	（省 略）		<p>（法第5条第1項第4号の条例で定める事由）</p> <p>第9条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、同項第1号から第3号までに該当する場合のほか、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第11条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>法第3条第1項の許可を受けようとする者</td><td>1件につき 22,000円</td></tr><tr><td>（省 略）</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額	法第3条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円	（省 略）	
区分	金額												
法第3条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円（営業者から当該旅館業を譲り受けた場合であって、当該営業施設の構造設備に変更がないときには、16,300円）												
（省 略）													
区分	金額												
法第3条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円												
（省 略）													
法第3条の2第1項の承認を受けようとする者	（省 略）												
法第3条の3第1項の承認を受けようとする者	（省 略）												

(現行)	(改正後)
法第3条の3第1項の承認を受けよう とする者	法第3条の4第1項の承認を受けよう とする者
2・3 (省略)	2・3 (省略)

(豊中市食品衛生法施行条例の一部改正)

第2条 豊中市食品衛生法施行条例（平成23年豊中市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
別表  表の部分 (省略)  <u>備考 許可営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該施設の構造 及び設備に変更がないときの手数料の金額は、当該営業に係る許可の更新 の金額とする。</u>	別表  表の部分 (省略)

(豊中市理容師法施行条例の一部改正)

第3条 豊中市理容師法施行条例（平成24年豊中市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)								
(手数料)  第9条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付 しなければならない。	(手数料)  第9条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付 しなければならない。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第11条の2の検査を受けようとする者</td> <td>1件につき 16,000円 (理容所)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第11条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円 (理容所)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第11条の2の検査を受けようとする者</td> <td>1件につき 16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第11条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円
区分	金額								
法第11条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円 (理容所)								
区分	金額								
法第11条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円								

(現行)		(改正後)	
る者	の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造設備に変更がないときには、12,900円)	る者	
2・3 (省略)		2・3 (省略)	

(豊中市美容師法施行条例の一部改正)

第4条 豊中市美容師法施行条例（平成24年豊中市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)		(改正後)	
(手数料)		(手数料)	
第9条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		第9条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。	
区分	金額	区分	金額
法第12条の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円 <u>の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該美容所の構造設備に変更がないときには、12,900円)</u>	法第12条の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円
2・3 (省略)		2・3 (省略)	

(豊中市興行場法施行条例の一部改正)

第5条 豊中市興行場法施行条例（平成24年豊中市条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)								
(経営の許可) <p>第3条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号及び第5号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>この項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</u></p>	(経営の許可) <p>第3条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</u></p>								
2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <u>ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、興行場の構造設備に変更がない場合に限り、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p>	2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者</td><td>1件につき 18, 200円 (営業者 から当該興行場営業を譲り受けた場 合であって、当該興行場の構造設備に 変更がないとき)にあっては、13, 5</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18, 200円 (営業者 から当該興行場営業を譲り受けた場 合であって、当該興行場の構造設備に 変更がないとき)にあっては、13, 5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者</td><td>1件につき 18, 200円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18, 200円
区分	金額								
法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18, 200円 (営業者 から当該興行場営業を譲り受けた場 合であって、当該興行場の構造設備に 変更がないとき)にあっては、13, 5								
区分	金額								
法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18, 200円								

(現行)			(改正後)		
		00円)		常設以外の場合	1件につき 8,900円(當業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であって、当該興行場の構造設備に変更がないときには、8,700円)
	(省略)			常設以外の場合	1件につき 8,900円
2・3 (省略)			(省略)		
2・3 (省略)			(省略)		

(豊中市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第6条 豊中市公衆浴場法施行条例（平成24年豊中市条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)		(改正後)	
(手数料)		(手数料)	
第6条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		第6条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。	
区分	金額	区分	金額
法第2条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円(當業者から当該浴場業を譲り受けた場合であって、当該営業施設の構造設備に変更がないときには、16,300円)	法第2条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円
(省略)		(省略)	

(現行)	(改正後)
2・3 (省略)	2・3 (省略)

(豊中市クリーニング業法施行条例の一部改正)

第7条 豊中市クリーニング業法施行条例（平成24年豊中市条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)								
<p>(手数料)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第5条の2の検査を受けようとする者</td><td>1件につき 16,000円 （クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造設備に変更がないときには、12,900円）</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円 （クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造設備に変更がないときには、12,900円）	<p>(手数料)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第5条の2の検査を受けようとする者</td><td>1件につき 16,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円
区分	金額								
法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円 （クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造設備に変更がないときには、12,900円）								
区分	金額								
法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円								
2・3 (省略)	2・3 (省略)								

#### 附 則

- この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の豊中市旅館業法施行条例第11条、第2条の規定による改正後の豊中市食品衛生法施行条例別表、第3条の規定による改正後の豊中市理容師法施行条例第9条、第4条の規定による改正後の豊中市美容師法施行条例第9条、第5条の規定による改正後の豊中市興行場法施行条例第14条、第6条の規定による改正後の豊中市公衆浴場法施行条例第6条及び第7条の規定による改正後の豊中市クリーニング業法施行条例第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者の許可等に係る手数料について適用し、施行日前に営業

の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者の許可等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 施行日前に興行場営業を譲り受けた者に係る第5条の規定による改正前の豊中市興行場法施行条例第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

市議案第 81 号

北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の設定について

北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）9月5日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

北部大阪都市計画に係る地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限に関し、グループホームの建築を可能とするため、提案するものである。

豊中市条例第 号

## 北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

## (北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成23年豊中市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

## (北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年豊中市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現 行）		（改 正 後）	
別表		別表	
建築制限の事項	新千里西町2丁目地区	建築制限の事項	新千里西町2丁目地区
1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省略)  <u>(3) 前2号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</u>  (省略)	1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省略)  <u>(3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの</u>  <u>(4) 前3号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</u>  (省略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第82号

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する

条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）9月5日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する  
基準を定める政令の改正に伴い、所要の規定を改正するため、  
提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年豊中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道<u>又は電気工作物</u>若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫<u>及び発電の用に供する電気工作物</u>の新設に係るもの）であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして市規則で定めるもの</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道、<u>電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るもの）</u>であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして市規則で定めるもの</p> <p>(3) (省略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 83 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定  
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定  
するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備の範囲を見直し、位置、構造及び管理の基準を改正するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（現 行）	（改 正 後）
<p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) （省 略）</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10) （省 略）</p> <p>2・3 （省 略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) （省 略）</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) （省 略）</p> <p>2・3 （省 略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(現行)	(改正後)
(1)～(3) (省略) (4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u> (5)～(19) (省略) 2 (省略) (蓄電池設備) <u>第13条 屋内に設ける蓄電池設備 (定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。) の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあっては、耐酸性としないことができる。</u>	(1)～(3) (省略) (4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u> (5)～(19) (省略) 2 (省略) (蓄電池設備) <u>第13条 蓄電池設備 (蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u>
2 (省略) 3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u>	2 (省略) 3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備 (柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u>
4 <u>前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号、同条第2項並びに第1項の規定を準用する。</u>	4 <u>第1項及び前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</u>

(現 行 )					(改 正 後 )																																					
(火を使用する設備等の設置の届出)					(火を使用する設備等の設置の届出)																																					
第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。					第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。																																					
(1)～(12) (省 略)					(1)～(12) (省 略)																																					
<u>(13) 蓄電池設備</u>					<u>(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u>																																					
(14)・(15) (省 略)					(14)・(15) (省 略)																																					
別表第3																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="4">離隔距離 (cm)</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(省 略)</td></tr> </tbody> </table>					種類		離隔距離 (cm)				入力	上方	側方	前方	後方	(省 略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="4">離隔距離 (cm)</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(省 略)</td></tr> </tbody> </table>						種類		離隔距離 (cm)				入力	上方	側方	前方	後方	(省 略)				
種類		離隔距離 (cm)																																								
入力	上方	側方	前方	後方																																						
(省 略)																																										
種類		離隔距離 (cm)																																								
入力	上方	側方	前方	後方																																						
(省 略)																																										
厨 気 房 体 設 燃 備 料	(省 略)				厨 気 房 体 設 燃 備 料	(省 略)																																				
	不 開放式	(省 略)				不 開放式	(省 略)																																			
燃 料	燃 料	据 置 型 レジ	(省 略)			燃 料	(省 略)																																			
			(省 略)				(省 略)																																			
上記に分類されないもの					上記に分類されないもの																																					
(省 略)					(省 略)																																					
注1～注12 (省 略)					注1～注12 (省 略)																																					

(現行)	(改正後)
備考（省略）	備考（省略）

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の豊中市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

市議案第84号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年（2023年）9月5日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件 名	契 約 金 額	契 約 先
豊中市立豊島公園野球場 大規模改修工事	1,012,000,000 円	株式会社河崎組

(提案理由)

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

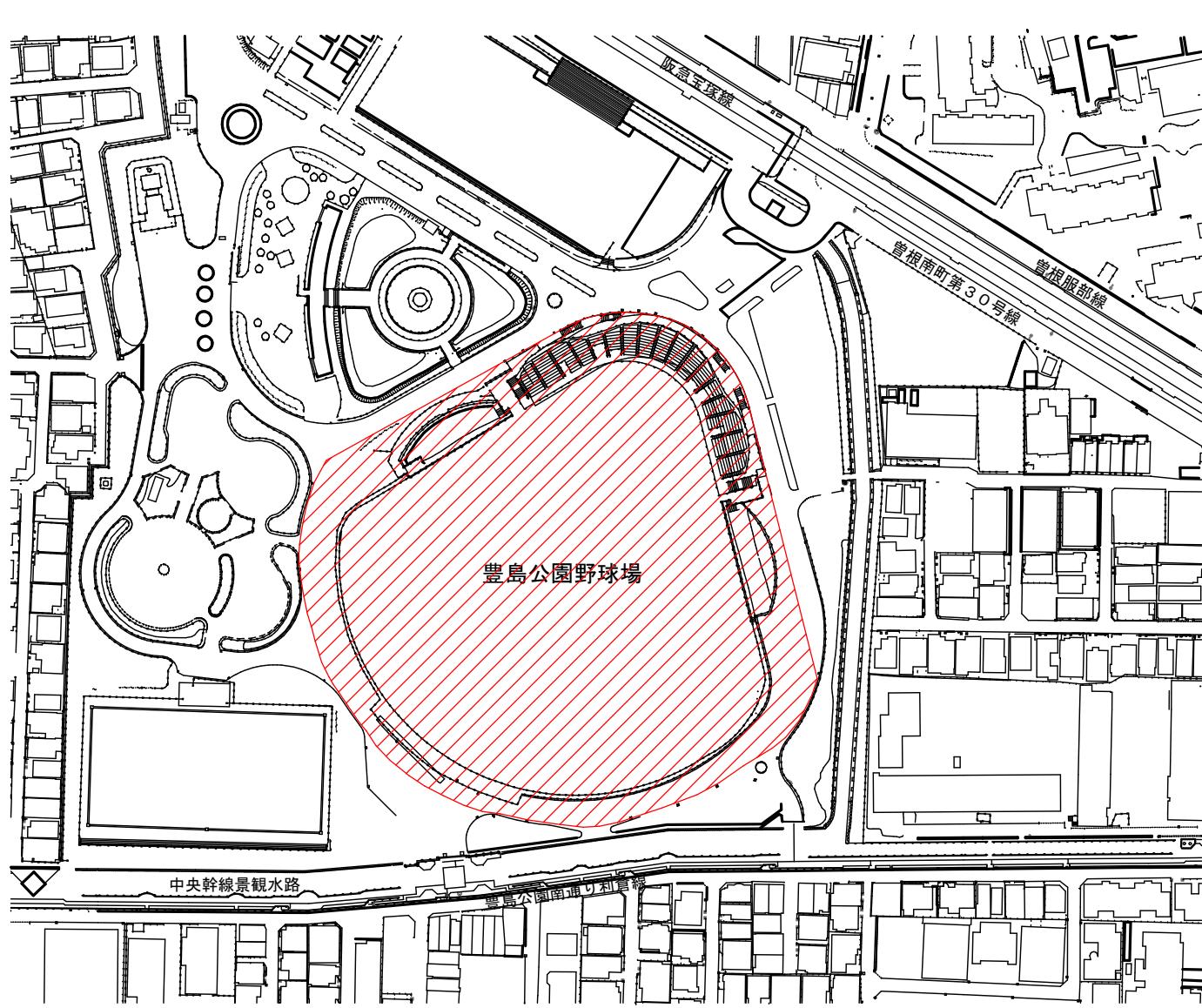
## 入札結果表

業者経歴表

件名	豊中市立豊島公園野球場大規模改修工事				
----	--------------------	--	--	--	--

業者名	資本金	技術職員数	主な工事経歴	請負金額	発注者	備考
924-0 (株)河崎組	千円 30,000	人 8	市営岡町北住宅1、2棟建替工事	千円 1,042,969	豊中市	

件名	豊中市立豊島公園野球場大規模改修工事	場所	豊中市曾根南町1丁目4番2号
----	--------------------	----	----------------



市議案第 85 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件 名	契 約 金 額	契 約 先
豊中市立庄内体育館及び 豊中市立ローズ文化ホー ル大規模改修工事	642,400,000 円	東周建設株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

# 入札結果表

		件名(電子入札対象案件)				場所	
		豊中市立庄内体育馆及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修工事				豊中市野田町4番1号	
						担当部(局)課(室)	
						財務部 施設課	
仮契約日	令和5年8月22日						
契約業者名	東周建設(株)	履行期間	本契約締結日 令和6年10月31日	から まで	契約方法	一般競争入札 落札	種別 建築工事
契約金額 (内消費税額)	642,400,000 58,400,000	契約業者所在地	大阪府豊中市服部元町2-1-22		電送	令和5年7月6日午後1時00分	
予定価格(税込)	664,782,800	低入札調査価格(税込)	611,600,000	落札金額	642,400,000	入札期間	令和5年8月8日午前9時00分から 令和5年8月9日午後5時00分まで
予定価格(税抜)	604,348,000	低入札調査価格(税抜)	556,000,000	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。		開札日時	令和5年8月10日午前10時30分
合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
工事概要  豊中市立庄内体育馆及び豊中市立ローズ文化ホールの大規模改修工事一式を行うもの。	1	東周建設(株)	2640-0 落札 584,000,000				96.63%
	2	(株)河崎組	924-0 取落につき除外				
備考							
失格基準価格(税抜)	直接工事費:426,919,305円 共通仮設費:21,987,276円 現場管理費:34,960,352円 一般管理費等:17,642,604円						

## 業者経歴表

件　名	豊中市立庄内体育馆及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修工事
-----	--------------------------------

業　者　名	資　本　金	技　術 職員数	主な工事経歴	請負金額	発注者	備考
2640- 0 東周建設(株)	千円 22,000	人 5	(仮称) 豊中市庄内駅前庁舎整備工事	千円 146,833	豊中市	

市議案第 86 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件 名	契 約 金 額	契 約 先
豊中市立庄内体育館及び 豊中市立ローズ文化ホール大規模改修空調設備工事	418,814,000 円	伊丹・ササベ特定建設 工事共同企業体

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

# 入札結果表

仮契約日 令和5年8月28日

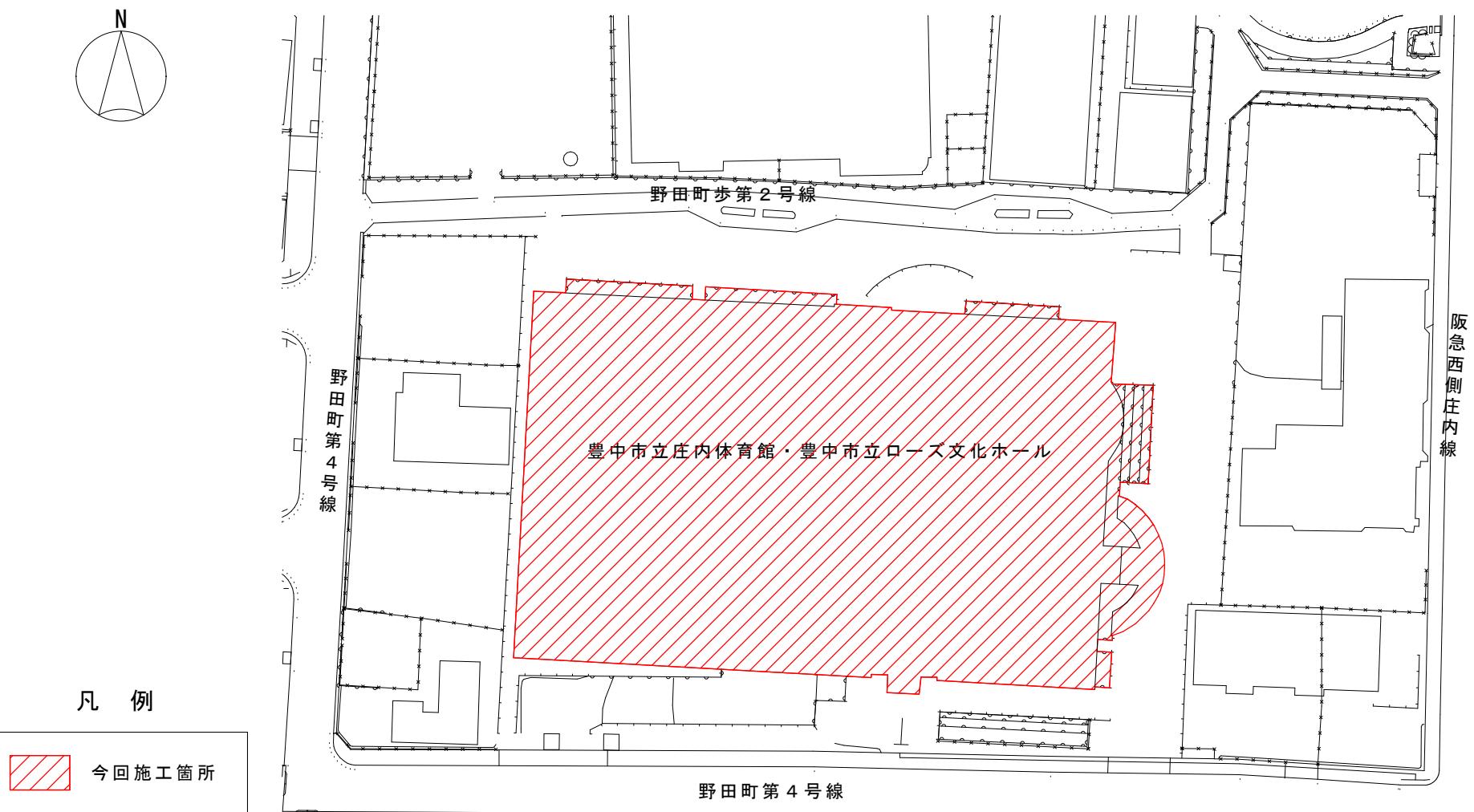
契約業者名	伊丹・ササベ特定建設工事共同企業体		履行期間	本契約締結日 令和6年10月31日	から まで	契約方法	一般競争入札 落札	種別	空調・給排水
契約金額	418,814,000	契約業者 所在地	兵庫県伊丹市北本町2-255			電送	令和5年7月13日午後1時00分		
(内消費税額)	38,074,000					入札期間	令和5年8月18日午前9時00分から 令和5年8月21日午後5時00分まで		
予定価格(税込)	454,514,500	低入札調査価格(税込)	418,152,900	落札金額	418,814,000	開札日時	令和5年8月22日午前10時30分		
予定価格(税抜)	413,195,000	低入札調査価格(税抜)	380,139,000	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。					

合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
	1	10280-0 伊丹・ササベ特定建設工事共同企業体	落札 380,740,000				92.15%
	2	10281-0 柳生・山田特定建設工事共同企業体	409,000,000				
工事概要	3	10282-0 ビルコン・アオイ特定建設工事共同企業体	失格 380,098,000				
豊中市立庄内体育館及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修工事に伴う、空調設備工事一式を行うもの。	4						
	5						
	6						
	7						
備考	8						
失格基準価格(税抜) 直接工事費:286,123,860円 共通仮設費:10,301,906円 現場管理費:35,081,316円 一般管理費等:11,565,171円	9						

## 業者經歷表

件 名	豊中市立庄内体育馆及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修空調設備工事
-----	------------------------------------

件名	豊中市立庄内体育馆及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修工事 豊中市立庄内体育馆及び豊中市立ローズ文化ホール大規模改修空調設備工事	場所	豊中市野田町4番1号
----	----------------------------------------------------------------------	----	------------



配置図

市議案第 87 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件 名	契 約 金 額	契 約 先
豊中市立中央公民館空調設備改修工事	155,837,000 円	株式会社アオイ冷熱

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

# 入札結果表

		件名 (電子入札対象案件)				場所	
		豊中市立中央公民館空調設備改修工事				豊中市曾根東町3丁目7番3号	
						担当部(局)課(室)	
						財務部 施設課	
仮契約日	令和5年8月22日						
契約業者名	(株)アオイ冷熱	履行期間	本契約締結日 令和6年5月31日	から まで	契約方法	総合評価一般競争入札 落札	種別 空調・給排水
契約金額 (内消費税額)	155,837,000 14,167,000	契約業者所在地	大阪府豊中市玉井町1-9-9		電送	令和5年7月6日午後1時00分	
予定価格(税込)	169,022,700	低入札基準価格(税込)	155,500,400	落札金額	155,837,000	入札期間	令和5年8月7日午前9時00分から 令和5年8月8日午後5時00分まで
予定価格(税抜)	153,657,000	低入札基準価格(税抜)	141,364,000	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。		開札日時	令和5年8月9日午前10時00分
合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	1回(円)	技術評価点	価格評価点	総得点	順位
工事概要 豊中市立中央公民館空調設備改修工事一式を行うもの。	1	829-0 (株)アオイ冷熱	落札 141,670,000	8.65	89.41	98.06	1
	2	2078-0 (有)山田管工	141,443,000	6.34	89.84	96.18	2
	3	1153-0 ササベ設備(株)	141,220,000	6.34	84.72	91.06	3
	4	2118-0 豊工業(株)	141,249,000	4.42	84.78	89.20	4
	5	5102-0 オーディーエー(株)	無効	0.00	0.00	0.00	
備考							

## 業者経歴表

件　名	豊中市立中央公民館空調設備改修工事
-----	-------------------

業　者　名	資　本　金	技　術 職員数	主な工事経歴	請負金額	発注者	備考
829-0 (株) アオイ冷熱	千円 40,000	人 5	豊中市立障害福祉センター及び(仮称)児童発達支援センター整備空調設備工事	千円 144,215	豊中市	

件名	豊中市立中央公民館空調設備改修工事	場所	豊中市曾根東町3丁目7番3号
<p>配置図</p> <p>凡例</p> <p>市道曾根服部線地線</p> <p>中央公民館</p> <p>文化芸術センター中ホール</p> <p>文化芸術センター</p> <p>今回施工箇所</p>			

市議案第88号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和5年（2023年）9月5日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 件	名	豊中市消防団螢池分団屯所建設工事
2 変更前契約金額		207, 350, 000円
3 変更後契約金額		211, 454, 100円
4 今回変更による増額		4, 104, 100円
5 変更の要因		インフレスライドにより工事請負金額の増額 変更を行うもの
6 契約先		株式会社河崎組

(提案理由)

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

# 契約変更表

		件名				場所		
		豊中市消防団螢池分団屯所建設工事				豊中市螢池中町3丁目9番20号		
						担当部(局)課(室)		
						財務部 施設課		
仮契約日	令和5年7月19日							
契約業者名	(株)河崎組		履行期間	令和4年8月19日から 令和6年2月29日まで	契約方法	総合評価一般競争入札 落札		
契約金額	211,454,100	契約業者所在地	大阪府豊中市南桜塚2-6-30		現場説明			
(内消費税額)	19,223,100							
予定価格(税込)		低入札基準価格(税込)		落札金額		見積合せ		
予定価格(税抜)		低入札基準価格(税抜)		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。				
合算又は按分状況			変更の内容					
			変更前契約金額 + インフレスライド増額分 = 変更後契約金額 207,350,000円 4,104,100円 211,454,100円					
工事概要								
備考								
当初契約日 令和4年8月19日								

件名	豊中市消防団螢池分団屯所建設工事	場所	豊中市螢池中町3丁目9番20号